

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市水道事業管理規程第2号

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 給水装置工事主任技術者 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。） 第25条の6に規定する給水装置工事主任技術者試験に合格し、現に<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>より給水装置工事主任技術者免状の交付を受け、かつ、返納を命ぜられていない者のうち指定工事事業者が事業所ごとに選任した者をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 給水装置工事主任技術者 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。） 第25条の6に規定する給水装置工事主任技術者試験に合格し、現に<u>厚生労働大臣</u>より給水装置工事主任技術者免状の交付を受け、かつ、返納を命ぜられていない者のうち指定工事事業者が事業所ごとに選任した者をいう。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。